

# 福岡県公報

令和五年十二月一日  
第四百五十二号  
増刊  
①

## 目次

規則 (第四十四号)

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(保護・援護課) ……………一

訓 令 (第十号)

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………二

## 規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年十二月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第四十四号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

「申請者 住所又は居所

」を

様式第七十八号中

「申請者 住所又は居所

」に改め

個人番号

「申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者) を  
」を  
「申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者) 氏名 に改める。  
」

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

## 訓令

### 福岡県訓令第十号

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の八の見出しを「（農業大学校における専決）」に改め、同条中「教務部長に、次に」を「次の各号に掲げる者に当該各号に」に改め、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 副校長

イ 委任規則第十一条第二十号に規定する事務

ロ 第二十一条第十号（同号イ、ロ、ハ及びニを除く。）に規定する事務

第二十二条の二を次のように改める。

（出先機関の副所長等における定例的かつ軽易な事務の専決）

第二十二條の二 第二十一条の四から前条までに定めるもののほか、出先機関の副所長等に委任規則により出先機関の長に委任された事務又は本訓令により出先機関の長が専決処理することができることとされた事務であつて次の各号の基準に該当するものその他の定例的かつ軽易な事務のうち、あらかじめ出先機関の長が指定したものを専決させることとする。ただし、次条に規定する事務を除く。

一 許可証、免許証、登録票等の再交付及び書換え交付を行うこと。

二 台帳、帳簿、原簿等の謄本又は抄本の交付及び閲覧の許可を行うこと。

三 第十五条の五第二号及び第四号に規定する事務

2 前項に規定する副所長等とは、第二十二条第二項各号に掲げるもの及び次の各号に掲げるものをいう。

一 保健環境研究所 管理部長

二 こども療育センター新光園 事務長

三 工業技術センター 企画管理部長

四 農林業総合試験場 部長（資源活用研究センターの部長を除く。）

五 水産海洋技術センター 副所長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 大牟田市の表中

大牟田ライフケア院	〃	大字田隈五九九一―一八
社会保険大牟田吉野病院	〃	大字吉野字中尾一〇六三
大牟田ライフケア院	〃	大字田隈五九九一―一八

を

に改める。